

平成27年10月1日 国勢調査 調査票の記入はお済みですか？

■問い合わせ 総務課 893-1113 吾北総合支所産業課 867-2313 本川総合支所産業建設課 869-2115

9月上旬から調査員が世帯を訪問して調査票を配布しています

日本に住んでいるすべての人（外国人を含む。）を対象に、10月1日を調査期日として国勢調査を実施しています。

国勢調査は、我が国の人口や世帯の実態を明らかにするため、統計法に基づき5年ごとに実施する、最も重要な統計調査です。

調査する項目は？

- ・世帯員に関する項目について
「男女の別」
「出生の年月」
「配偶者の有無」
「就業状態」
「従業地又は通学地」など
- ・世帯に関する項目について
「世帯員数」「住居の種類」「住宅の建て方」など



調査方法は？

- ①国勢調査員が、9月上旬からすべての世帯を訪問し、調査票を配布しています。
- ②世帯の皆さんは、10月1日現在の状況を調査票へ記入をお願いします。
- ③国勢調査員が10月上旬に調査票を回収しに再度お伺いしますので調査票をお渡しください。

なお、前回の調査から、調査票を返信用封筒に入れ、直接役場に郵送する方法と国勢調査員に手渡す方法のどちらかを選ぶことができます。

※どちらの方法を選んでも封入した上で提出できます。

- ④提出された調査票は、役場に集められ、内容の審査を行います。書き抜かりや明らかな記入誤りなどがあれば、役場から世帯の皆さんへ直接電話や訪問により問い合わせをします。
※なお、10月中旬になっても調査票が配られていない世帯がありましたら、問い合わせ先までご連絡をお願いします。



訪問する調査員は、調査員であることが分かるよう「国勢調査員証」や腕章、専用の袋などを身につけています。

↑

『調査員を装った詐欺にご注意を!!』

国勢調査が行われる年度には、1人暮らしの若年者や、高齢者を狙った詐欺の体験談や目撃談が報告されています。調査員を装った不審な訪問者や、不審な電話・電子メールにご注意ください。

国勢調査では、調査料などと言って金銭の支払いを求めるることは絶対にありません。